

○福知山市まちづくり構想審議会規則

令和 3 年 6 月 30 日

規則第 12 号

福知山市総合計画審議会規則（昭和 48 年福知山市規則第 23 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、福知山市附属機関設置条例（昭和 28 年福知山市条例第 29 号）第 2 条の規定に基づき、福知山市まちづくり構想審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、まちづくりの関係者、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、前条第 2 項の委嘱の日から市長の諮問に応じ審議会が答申を行う日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事）

第 5 条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（意見の聴収）

第 6 条 会長が、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者、関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、市長公室経営戦略課において処理する。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 2 4 日規則第 1 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。